

○飯塚市産後ケア事業実施要綱

令和2年3月27日

飯塚市告示第81号

改正 R3-72、R4-104

(趣旨)

第1条 この告示は、産後の心身の回復や育児に不安のある等の、育児支援を必要とする母子を対象として、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として実施する飯塚市産後ケア事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(R3-72一改)

(実施主体等)

第2条 市長は、本事業を一般社団法人飯塚医師会、一般社団法人福岡県助産師会又は医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院、診療所若しくは助産所であって、別表第1に規定する要件を満たすものに委託して実施する。

2 市長は、次の各号に掲げる業務を委託する。

- (1) 第4条に定めるサービスの実施に関する業務
- (2) 本事業を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)への本事業に関する説明
- (3) 第7条の利用申込みに関する業務

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、市内に住所を有する出産後1年未満(早産の場合にあっては、当該乳児の出産予定日から起算して1年を経過する日まで)の母親及びその乳児であって、産後の心身の回復や育児に不安のある者とする。ただし、母子ともに医療行為が必要でない者に限る。

(R3-72一改)

2 前項の規定にかかわらず、安定的な養育が困難な者であって、市長が必要と認めるものについては、利用対象者とする。

(サービスの内容)

第4条 本事業により提供するサービスは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容で実施するものとする。

- (1) ショートステイ 母子を宿泊させ、母親の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
- (2) デイケア 母子を日帰りで利用させ、母親の心身の回復及び母体のケア並

びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

- (3) デイケア(母乳育児相談) 母乳育児に関する相談を受け、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。
- (4) アウトリーチ 委託事業者が居宅を訪問し、母親の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

2 前項各号に規定する母体及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 母体の管理及び生活面の指導
- (2) 乳房の手当てその他の乳房トラブルに関する相談
- (3) 授乳方法の指導
- (4) 乳児の沐浴方法の指導
- (5) 乳児の発育・発達に関する相談
- (6) 乳児の体重・排せつの観察
- (7) 乳児のスキンケアに関する相談
- (8) 母親の不安等に関する相談
- (9) 在宅での子育てに関する相談及び指導
- (10) その他母子の必要とする保健指導

(利用日数等)

第5条 本事業の利用泊数、日数又は回数は、それぞれ次の各号に掲げるものを上限とする。ただし、市長が必要と認める場合は、第3条第2項に該当する者に限り、当該泊数、日数又は回数に3泊(デイケアにあっては、3日。母乳育児相談及びアウトリーチにあっては、3回)を加算したものを上限とすることができます。

- (1) ショートステイ 7泊
- (2) デイケア 7日
- (3) デイケア(母乳育児相談) 1回
- (4) アウトリーチ 3回

(サービスを行う時間)

第6条 ショートステイのサービスは、原則として、1泊を最小単位とし、入所時刻は午前10時、退所時刻は翌日の午前10時とする。ただし、入所時刻及び退所時刻は、利用者の希望を踏まえて変更できるものとする。

- 2 デイケアのサービスは、原則として午前9時から午後5時までとする。
- 3 デイケア(母乳育児相談)のサービスは、利用1回当たりの滞在時間をおおむね

1時間とする。

- 4 アウトリーチのサービスは、利用1回当たりの滞在時間をおおむね2時間とする。
(利用方法)

第7条 利用希望者は、次の各号に掲げるものを、利用を希望する委託事業者(業務を委託された事業者をいう。以下同じ。)を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 飯塚市産後ケア事業利用申込書
- (2) 利用希望者の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているもの(別表第1において「生活保護世帯」という。)である場合は、医療カードの写し
- (3) 利用希望者の属する世帯が市民税非課税である場合は、非課税世帯証明書

2 利用希望者は、サービスを利用しようとするときは、利用対象期間を確認するため飯塚市子ども医療証その他養育している乳児の出生の日が記載されたものを提示しなければならない。

(利用料の額)

第8条 本事業に要するサービスの利用料は、別表第2に定めるとおりとする。

(利用者負担額)

第9条 サービスを利用した者は、別表第2に定める利用者負担額を委託事業者に直接支払うものとする。

- 2 前項の利用者負担額は、第3条第2項の規定に該当する者については、適用しない。
- 3 委託事業者は、利用者負担額及び次条に定めるキャンセル料について、利用希望者が利用の申込みをする前に説明しなければならない。

(キャンセル料)

第10条 利用希望者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については、別表第2に定める利用者負担額を上限として委託事業者が定め、利用者から徴収することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定に該当する者に係るキャンセル料については、前項の規定に基づき委託事業者が定める額を市長が委託事業者に支払うものとする。

(実施報告及び委託料)

第11条 委託事業者は、本事業を実施した月の翌月15日までに、当該月分の飯塚市産後ケア事業実施申送り書、飯塚市産後ケア事業報告書、飯塚市産後ケア事業請求書及び利用希望者から提出された飯塚市産後ケア事業利用申込書並びに各種質問票(エジンバラ産後うつ病質問票、育児支援チェックリスト及び赤ちゃんへの気

持ち質問票をいう。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告に基づき、別表第2の利用料から利用者負担額を控除した額を委託料として委託事業者に支払うものとする。ただし、第3条第2項の規定に該当する者の利用に係る委託料については、市長は、別表第2の利用料の額を委託事業者に支払うものとする。

(健康管理)

第12条 委託事業者は、事業従事者に対し、感染症等健康管理に細心の注意を払わなければならない。

(帳票類の整備等)

第13条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録その他市長が必要と認める帳票類を整備しなければならない。

- 2 委託事業者は、前項の帳票類を実施年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 委託事業者は、帳票類の保存に際しては、漏えい、減失、毀損又は盜難等の防止に十分留意しなければならない。
- 4 委託事業者は、第2項に定める保存年度の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施しなければならない。

(安全管理)

第14条 委託事業者は、サービスの提供に当たり、事故発生予防及び安全管理に十分留意しなければならない。

- 2 委託事業者は、事故に備え、損害賠償保険に加入しなければならない。

(事故及び損害の責任)

第15条 委託事業者は、業務により生じた事故及びその損害については、委託事業者がその負担と責任において処理に当たるものとする。

- 2 委託事業者は、前項の事故が発生した場合は、速やかに書面により市長へ報告しなければならない。

(個人情報及び情報資産の保護)

第16条 委託事業者は、事業を実施するに当たり、個人情報及び情報資産の取扱いについて、市長が別に定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(報告及び調査)

第17条 市長は、委託事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をしてサービスの提供に関する記録その他の必要書類の調査をさ

せることができる。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日 告示第72号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日 告示第104号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

実施場所	(1) ショートステイ 入所室(病室又は母子を入所させる室をいう。)を有すること。
	(2) デイケア 居室を有すること。
	(3) ショートステイ及びデイケア共通 ア 入所室及び居室の床面積は、母子1組当たり6.3平方メートル以上であること。ただし、1室に母子2組以上を入所させる場合は、1組につき4.3平方メートル以上であること。 イ 入浴施設及び沐浴ができる設備を有すること。 ウ 安全・快適に提供できる施設・設備を有すること。 エ 利用者に対する食事の提供ができること。
	(4) アウトリーチ 母子の居宅
従事者	(1) ショートステイ 助産師、保健師又は看護師(以下この号において「助産師等」という。)を24時間常駐とすること。
	(2) ショートステイ及びデイケア共通 助産師等を母子3組につき1名以上配置すること。
	(3) アウトリーチ 助産師等を1名以上配置すること。
その他	共通事項 ア 第4条に定めるサービスを提供できること。 イ 市と適切な連携・調整を行えること。

別表第2(第8条、第9条、第10条関係)

(R4-104一改)

区分	利用料	利用者負担額(世帯区分別)	
		市民税課税世帯	生活保護世帯 市民税非課税世帯
ショートステイ(3食付き)	1泊 29,500円	1泊 5,000円	1泊 0円
デイケア(1食付き)	1日 12,000円	1日 2,000円	1日 0円
デイケア(母乳育児相談-食事無)	1回 4,950円	1回 0円	1回 0円
アウトリーチ(食事無)	1回 11,000円	1回 2,000円	1回 0円

備考

- 1 多胎児加算利用料は、1人当たりショートステイ6,000円、デイケア3,000円、デイケア(母乳育児相談)2,000円、アウトリーチ3,000円とし、利用者負担額については、いずれも0円とする。
- 2 アウトリーチ委託料は、委託事業所の交通費を含む。